

山
水土里ネット

愛西

VOL. 76

令和7年4月15日

みどろ あいせい
水土里ネット愛西
(愛西土地改良区)



寺井湯井堰



肥田揚水機場



ポンプ施設

肥田地区へ送水している施設です

令和7年度 揚水機場送水開始
節水・節電への取組み強化をお願いいたします

〒521-1147 滋賀県彦根市薩摩町337番地 TEL 0749-43-2261 (代) FAX 0749-43-2079
E-mail / aisei@midorinet-aisei.jp URL / http://midorinet-aisei.jp



理事長
黒澤茂樹

うららかな春の日差しが心地よい季節となりました。組合員の皆様には、水稻や野菜の作付けを目前にし、忙しい中にもご健勝でお過ごしのこととお察し申し上げます。平素は、愛西土地改良区の事業運営に對しまして、ご理解とご支援・ご協力を賜り衷心より感謝申し上げます。

さて昨年の異常な猛暑は、米の品質低下や秋の高温障害による大豆の発育不足、害虫の大量発生など様々な面で農業生産に大きな影響を及ぼしました。特に主食である米については、コロナ禍からの回復による家庭での需要回復や外国人観光客の増加による日本食需要の高まりなどもありかつてない米不足となり令和の米騒動とも言われています。また今年の夏も昨年ほどではないようですが全国的に気温は平年より高く猛暑の見込みとの報道もあります。

このような中、当改良区といたしましては、組合員の皆さんが安心して農業に携わっていただけるよう、用水の確保と適切な供給を最重要事項と定めて着実に進めて参ります。また現在、国や県、市の補助を受け県営事業として南三ツ谷地区や愛西地区におきまして基幹排水路や暗渠排水の整備を実施しておりますが、他の多くの地区からも同様の事業実施の要望を受けております。当改良区としまして、これらの要

発刊にあたって

望に応えられるよう国や県等の関係機関へ皆さんの声をしっかり届けて参ります。

次に、去る3月17日に「第68回通常総代会」を開催し、令和6年度事業計画変更と補正収支予算、令和7年度事業計画と収支予算など22議案を提案し、全議案ご承認をいただきました。主なものとしては、愛西揚水機場循環ポンプの整備事業のほか、総代定数と理事定数の変更、督促手数料の変更、昨年から取り組んで参りました未収賦課金対策委員会設置に伴う規約の変更などです。

全国的に農業を取り巻く環境は厳しく、特に農業従事者の高齢化や後継者不足により主食である米農家そのものが減少してきています。当改良区管内では今のところ農地の規模拡大や集積も進み、一定の後継者もおられる状況ですが、今後一層の少子高齢化が見込まれる中、食料の安定供給、農家の所得向上、持続可能な農業と農村集落の確立が重要なポイントと考えています。国では新たな取組としてスマート農業支援に向けた様々な施策が始まっており、当改良区としましてこの施策の内容を注視し、乗り遅れることなく対応して参りたいと存じます。

最後に、当改良区として毎年の送水計画に基づき用水対応しておりますが、用水量の増加は使用電力に影響し電気料金増高につながり、賦課金単価にも影響を及ぼすものです。皆様の適切な水管理を重ねてお願いいたします。

今後もこの稲枝の地域において安心して農業が継続でき、日本の食糧安全保障確保に少しでも貢献できるよう、役員・職員が丸となって努力をしてまいります。引き続き皆様のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第68回通常総代会開催

令和7年3月17日（月）愛西土地改良区本館会議室におきまして、第68回通常総代会が開催されました。湖東農業農村振興事務所 所長 吉永富彦様、彦根市長代理産業部 部長 稲野善行様、滋賀県土地改良事業団体連合会 専務理事 伊藤哲生様のご臨席をいただき、議長に西田拓夫氏（第3選挙区・田附町）が選任され議案の審議に入りました。提案された議案の主な内容は次の通りです。



西田 拓夫氏（田附町）

〈令和6年度関係〉

- ・事業計画変更、一般会計・特別会計
第2回補正収支予算、長期借入金の借入変更、諸規程変更について、監査報告

〈令和7年度関係〉

- ・事業計画、一般会計・特別会計収支予算、長期借入金、一時借入金、役員報酬、賦課金の徴収の時期及び方法、金銭預入先金融機関、地区除外決済金賦課及び徴収方法、定款・会計細則・諸規程の変更・制定について



総代会の様子

以上 書面による議決も含め、全て原案どおり議決されました。

令和6年度一般会計第2回補正収支予算

(単位：千円)

収 入					支 出				
科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容	科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容
土地改良事業収入	109,735	109,735	0		土地改良事業費支出	133,931	101,549	△32,382	事業計画変更
附帯事業収入	3,735	3,735	0		附帯事業費支出	500	500	0	
基本財産運用収入	10	10	0		一般管理費支出	37,569	37,176	△393	
特定資産運用収入	2,207	2,289	82		土地改良事業負担金支出	27,500	49,015	21,515	事業計画変更
補助金等収入	59,234	29,506	△29,728	事業計画変更	支払利息	561	561	0	
交付金収入	2,000	2,000	0		固定資産取得支出	1,000	836	△164	
雑収入	5,815	5,858	43		基本財産積立支出	10	10	0	
借入金収入	27,500	49,015	21,515	事業計画変更	特定資産積立支出	25,287	25,369	82	
基本財産取崩収入	10	10	0		雑支出	20	20	0	
特定資産取崩収入	6,810	3,678	△3,132		繰越金支出	10,000	10,000	0	
固定資産売却収入	300	136	△164		予備費	10,000	10,000	0	
他会計繰入金	3,246	3,288	42						
繰越金	25,776	25,776	0						
収入合計	246,378	235,036	△11,342		支出合計	246,378	235,036	△11,342	

令和6年度発電事業特別会計第2回補正収支予算

(単位：千円)

収 入					支 出				
科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容	科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容
発電事業収入	5,600	5,600	0		発電事業費	2,700	2,700	0	
特定資産運用収入	4	36	32		特定資産積立支出	1,800	1,800	0	
雑収入	1,005	1,015	10		他会計繰出額	3,246	3,288	42	
特定資産取崩収入	1,510	1,510	0		繰越金支出	300	300	0	
繰越金	1,627	1,627	0		予備費	1,700	1,700	0	
収入合計	9,746	9,788	42		支出合計	9,746	9,788	42	

令和7年度収支予算

一般会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科目(款)	予算額	科目(款)	予算額
土地改良事業収入	122,699	土地改良事業費支出	155,883
附帯事業収入	3,735	附帯事業費支出	500
基本財産運用収入	20	一般管理費支出	39,838
特定資産運用収入	2,980	土地改良事業負担金支出	45,000
補助金等収入	52,192	支払利息	1,240
交付金収入	16,400	固定資産取得支出	1,200
雑収入	7,765	基本財産積立支出	20
借入金収入	45,000	特定資産積立支出	38,050
基本財産取崩収入	10	雑支出	20
特定資産取崩収入	27,710	繰越金支出	10,000
固定資産売却収入	100	予備費	10,000
他会計繰入金	3,140		
繰越金	20,000		
収入合計	301,751	支出合計	301,751

発電事業特別会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科目(款)	予算額	科目(款)	予算額
発電事業収入	5,500	発電事業費	2,800
特定資産運用収入	70	特定資産積立支出	1,860
雑収入	1,020	他会計繰出額	3,140
特定資産取崩収入	1,210	繰越金支出	1,000
繰越金	2,000	予備費	1,000
収入合計	9,800	支出合計	9,800

監 査 結 果 報 告

令和7年2月5日に、令和6年度運営及び下期会計監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

令和7年3月17日

総括監事 安 居 勉

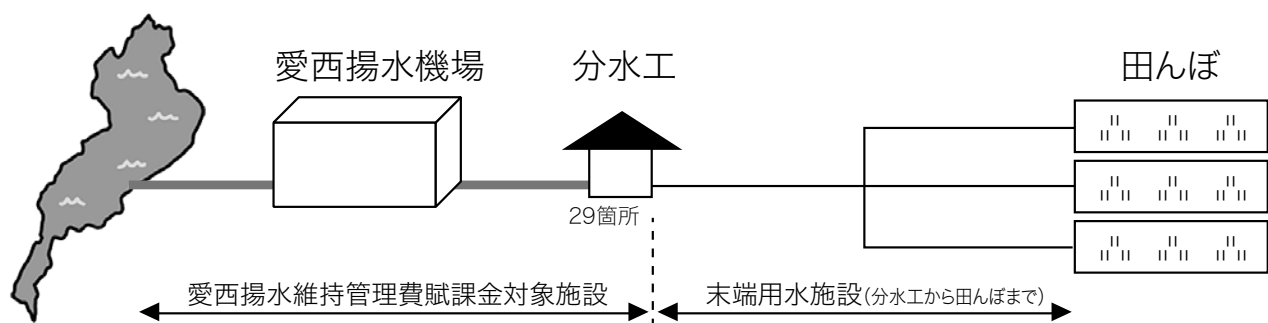


令和7年度事業計画

事業名	事業内容
県営経営体育成基盤整備事業（一般型） 南三ツ谷地区	排水路工、暗渠排水工
県営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型） 愛西西地区	排水路工、測量業務
農業水利施設保全合理化事業 愛西地区	愛西揚水機場事業計画策定
農業水利施設保全合理化事業 愛西2地区	愛西揚水機場水利権更新
令和7年度加入 維持管理適正化事業 愛西地区	愛西揚水機場液体抵抗器循環ポンプ整備工
水利施設管理強化事業 愛西地区	管理強化支援
農業経営高度化支援事業（調査・調整） 南三ツ谷地区	推進活動
21世紀土地改良区創造運動事業	推進活動

●末端施設の維持管理にかかる

費用負担は地域や受益者が原則です



近年、全国各地で農業用パイプラインや上下水道管の損傷による道路等の陥没事故が相次いでいます。当区の用水施設も設置後40年近く経過しており、経年劣化が進んでいます。上図のように分水工より末端施設の維持管理にかかる費用負担は、地域や受益者が原則となります。また、農道や排水路も基幹施設を除き、費用負担は同様となります。維持管理費の積立を実施されている集落も増えておりますが、未実施の集落につきましては、積立を進めていただきますようお願いいたします。

また、修理・更新にかかる地元負担軽減対策として、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（多面的機能支払交付金制度）」や、当区の「土地改良事業負担軽減規程」のほか、市や県の補助事業に該当する場合がございますので、まずは当区までご相談くださいますようお願いいたします。

今夏の用水不足・水圧低下を防止しましょう!

令和7年度の愛西揚水機場の送水は4月21日から9月30日まで行います。

近年、夏の日中温度が連日高く、細やかな水管理が困難な状況となっております。しかし、送水量には限りがあり、同一分水工エリア内で一斉取水されますと、水圧が低下し用水不足が発生します。同一分水工エリア内の耕作者間で取水時間の分散を図りましょう。また、長時間の少量取水(チョロ出し)も水圧低下の原因となりますので、入水後はバルブを全閉し、用水不足が発生しないようご協力をお願いします。

分水工毎の送水エリアについては、愛西揚水機場運転計画表の裏面の分水工エリアマップをご確認ください。

今後も電力料単価が高騰する可能性があり、予測も難しい状況となっております。適正な水管理に心掛け、無効放流を防止することが、揚水ポンプ稼働にかかる使用電力量を抑え、電気料金の削減に繋がります。耕作者一人ひとりの節水強化への取り組みをお願いします。

愛西揚水送水情報
LINE公式アカウント
@486jblko



※送水計画変更等の送水情報はLINE配信にてお知らせいたしますので、愛西土地改良区のLINE公式アカウントの友だち登録をお願いします。

事業紹介

県営かんがい排水事業 〔基幹水利施設保全型〕(愛西西地区) 〔事業期間:令和4~10年度〕

大川幹線排水路更新整備 第1工事230m完成

供用開始後約50年と耐用年数を超過し、経年劣化による機能低下や排水不良が生じている大川幹線排水路の更新整備を県営事業にて進めています。

施設の更新整備は安定した農業経営継続の基盤となり、若い担い手の農業意欲を高め、後継者育成につながり、地域農業の持続発展が図られます。

事業効果を的確に発揮するためにも、早期に事業完了できるよう関係機関および受益集落と協力して進めてまいります。



新入職員よりひとこと

今年の4月から職員として採用いただきました、
小林大毅と申します。

農業を支える縁の下の力持ちとして日々精進し
ていきたいと思えます。

一日でも早く戦力となれるよう努めてまいりま
すので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



事務局からのお願い

土地改良区への届出について

次のようなときは、手続きが必要ですので土地改良区にお問合せください。
必要書類をご案内いたします。(ホームページ <http://midorinet-aisei.jp/> から届出
の様式をダウンロードできます。) 地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

★所有者に変更(相続、贈与、売買等)があったとき

★住所・電話番号に変更があったとき

★耕作者が変更になるとき

★土地改良区の施設を使用するとき

- 改良区が管理する施設(道路・用水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。

★農地を農地以外(宅地、駐車場等)に変更するとき

- 公共事業用地(道路・公園等)に売る・寄付する場合も手続きが必要です。

★田から畑に変更するとき

決済金の
納付が必要です。

農地の権利設定(貸借契約)について

- 貸付け、借受けしている農地で、権利設定(農地の貸借契約)をされていない場合は所有者と耕作者でご相談のうえ、必要に応じて関係機関にて権利設定の手続きをしてください。
- 権利設定がされていない農地は所有者の自作地扱いとなり、賦課金がすべて所有者負担となります。
- 権利設定には契約期間が定められています。期間満了となりましたら更新等の手続きをお願いします。(ほとんどの場合で自動更新はされません。)

賦課金についてお知らせ

- ◆賦課金の口座引落が不能となった方、または賦課金の払込用紙を紛失された方については、払込用紙を発行する際に手数料を申し受けますので、ご了承ください。

理事長		事務局長		係	合議

愛西土地改良区
受付第 号
年 月 日

組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

令和 年 月 日

愛西土地改良区理事長様

現（准）組合員 住 所 〒 ー

氏 名 印

新（准）組合員 住 所 〒 ー

ふりがな

氏 名 印

生年月日 T・S・H・西暦 年 月 日

電話番号 ー ー

(日中連絡のつく電話番号 ー ー)

*は該当するものに○をしてください 性 別 * 男 ・ 女 現（准）組合員との続柄 (売買以外)

1. (所有者・耕作者)* が変更になりますので、次の(イ)対象となる土地について次頁の(ロ)資格の通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

(イ) 対象となる土地

町名	字名	地番	地目	登記簿地積㎡	耕作者(※①)	(貸付地・借入地の場合のみ) 権利設定の方法／権利 *
			用途	(分耕地積)	登記名義人(所有者)	
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()

(※①)貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期（その他の場合は（ ）に原因を記入してください）

原 因 * 相続 相続人代表者決定 共有名義 売買 ・ 贈与 ・ その他
(相続登記済) (相続未登記) 代表者決定 ()

時 期 年 月 日

変更後の賦課金交替・分担開始時期 令和 年 4月 1日

次頁もご確認ください (1/2)

(ロ) 資格

- ・(イ)の対象となる土地が全て貸付地である所有者(登記名義人、もしくは相続人代表者、共有名義代表者。以下同様)で、他に組合員資格を有する土地のない者は准組合員。他に組合員資格を有する土地のある者は組合員。
- ・(イ)の対象となる土地の内に自作地を有する所有者、または借入地があり使用及び収益をする者(耕作者)は組合員。

2. 組合員の通知または准組合員の加入申込をするにあたり、私は、自らまたは第三者を利用して次の行為(準ずる行為を含む)を行わないことについて確約します。

- ・この土地改良区の事業を妨げる行為。
- ・法令、法令に基づいてする行政庁の処分またはこの土地改良区の定款もしくは規約に違反し、その他故意または重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為。
- ・暴力的な要求行為。
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為。

3. (1. の(イ)対象となる土地の内に借入地のある組合員のみ)

私は、私が組合員の資格を有する借入地にかかる賦課金等について、当該土地の准組合員、または当該土地の所有権を有する組合員から、4の記載にある分担方法及び分担開始時期の申出がある場合は、その申出の通り賦課金等を分担することに同意します。

4. (1. の(イ)対象となる土地の内に貸付地のある組合員または准組合員のみ)

私は、私が所有権を有する貸付地にかかる賦課金等について、定款第36条(准組合員による申出)、または定款第39条(組合員間による申出)の規定により、毎年開催の総代会において議決された分担区分を以て、当該土地の所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員と分担することを申出します。

分担開始時期は前頁に記載の通りとします。

記入例

組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

愛西土地改良区理事長様
令和〇年〇月〇日

現(准)組合員 住所 〒521-1147
彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西 一郎 ① (印)

新(准)組合員 住所 〒521-1147
彦根市薩摩町337番地

ふりがな あいせい たろう

氏名 愛西 太郎 ② (印)

生年月日 〇・〇・H・西暦 〇〇年〇〇月〇〇日

電話番号 0749 - 43 - 2261

(日中連絡のつく電話番号) 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

*は該当するものに○をしてください 性別 * 男・女 現(准)組合員との続柄(売買以外) 子

①現(准)組合員が亡くなっている場合、押印は不要です。

②登記名義人または耕作名義人が(准)組合員になります。登記名義人が亡くなり、相続登記をしておられない場合は、相続予定の方がご記入ください。共有名義の場合は代表者の方がご記入ください。

③該当するもの全てに○をしてください。

④()内は、1つの土地を複数人で耕作される場合にそれぞれの分耕地積をご記入ください。

⑤上段は耕作者、下段は変更後の登記名義人(所有者)をご記入ください。

⑦変更される日(相続の場合はお亡くなりになった日)をご記入ください。

⑧新(准)組合員が賦課金の納付を開始する時期をご記入ください。

1. (所有者・耕作者)*が変更になりますので、次の(イ)対象となる土地について次頁の(ロ)資格の通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

(イ)対象となる土地

町名	字名	地番	地目 用途	登記簿地積㎡ (分耕地積)	耕作者(※①) 登記名義人(所有者)	(貸付地・借入地の場合のみ) 権利設定の方法/権利*
薩摩	津雲	337-1	田	3,000	彦根 肇	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用賃借・()
薩摩	津雲	338-1	田	3,000	愛西 太郎	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用賃借・()
薩摩	津雲	339の内	田	2,000	土地 次郎	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用賃借・()
薩摩	津雲	339の内	田	2,000	愛西 太郎	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用賃借・()
				(1,000)	愛西 太郎	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用賃借・()
				(1,000)	愛西 太郎	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用賃借・()
				(4)	⑤	⑥

(※①)貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期(その他の場合は()に原因を記入してください)

原因 * 相続 (相続登記済) 相続人代表者決定 共有名義 売買・贈与 その他 ()

時期 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ⑦

変更後の賦課金交替・分担開始時期 令和 7 年 4 月 1 日 ⑧